

令和五年七月二十四日付け広島県報（定期）第五十七号に登載の広島県規則第五十号（宅
地造成等規制法施行細則等の一部を改正する規則）の一部を次のように訂正する。

土木建築局都市環境整備課長

ページ	行	正	誤
八	表中改正前後から二八	第七条第一項	第七条第一項
八	表中改正前前から八	第六条第一項	第六条第一項